

J R 東海労働関西地「申」第 23 号  
2 0 2 2 年 2 月 1 6 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

「淀川労働基準監督署からの指導による『規定類等の訂正』」に関する申し入れ

2月2日、東海労働組合員に淀川労働基準監督署より「『規定類等の訂正』労働時間内で行うよう」JR東海会社に対して指導した旨の連絡があった。

今回の指導に対してどのような対応がなされたのか、労働組合に明らかにすべきである。よって下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催する場を設定すること。

#### 記

1. 今回、会社が、淀川労働基準監督署から指導された内容を具体的に明らかにすること。
  2. 今回、会社は、淀川労働基準監督署からの指導をどの様に受け止めているのか見解を明らかにすること。
  3. 2月の定例訓練で、「運用課からの伝達事項」として規定類等の訂正を待機時間及び便乗時間とするよう訓練担当の管理者が周知している。このことは今回の淀川労働基準監督署からの指導に対する会社の対策が明らかにすること。
  4. 3項目目の「待機時間」と訓練担当の管理者が説明しているが、乗務員勤務において「待機時間」とはどの部分なのか明らかにすること。
  5. 会社は、今回の淀川労働基準監督署からの指導を厳粛に受け止め、規定類等の訂正は、全て労働時間で行うわせること。
  6. 規定類等の訂正が、労働時間内で出来ない場合は、超過勤務手当を支給し未払は行わないこと。
  7. 規定類等の訂正は、定例訓練内で実施し、訂正箇所は管理者が丁寧に説明すること。
- 以上